

(一)		(二)	
大阪市重度障がい者等就業支援受給者証		支給決定の内容	
受給者番号		支給決定期間 年 月 日～ 年 月 日	
支給決定障がい者等	居住地		
	フリガナ		
	氏名	1 時間あたり 円	
	生年月日 年 月 日		
		就業支援	
		利用可能時間	
		利用料金	
		自己負担割合	
障がい種別		特記事項欄	
交付年月日			
支給市町村 及び印			
		予備欄	

(三)			(四)		
契 約 内 容	事業者記入欄		注意事項欄		
	事業者及び その事業所の 名称		1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。		
	契約支給量		2 大阪市重度障がい者等就業支援を受けようとするときは必ずこの証を事業所に提示してください。		
	契約日	年 月 日	3 この証に記載の支給決定期間を経過したときは、大阪市重度障がい者等就業支援の支給を受けられません。		
	当該契約支給量によるサービス提供 終了日	年 月 日	4 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課にその旨を届け出てください。		
	サービス提供終了 月の終了日までの 既提供量		5 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課に届け出て再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課に返してください。		
契 約 内 容	事業者記入欄		6 受給者証の資格がなくなったときは、直ちに、この証を大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課に返してください。		
	事業者及び その事業所の 名称		7 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。		
	契約支給量				
	契約日	年 月 日			
	当該契約支給量によるサービス提供 終了日	年 月 日			
	サービス提供終了 月の終了日までの 既提供量				